

公益社団法人福岡県社会福祉士会 スーパービジョン実施に関する細則

細則第19号
2015年6月28日制定

(目的)

第1条 この細則は、公益社団法人福岡県社会福祉士会（以下「本会」という。）スーパービジョン実施規程（以下「規程」という。）第10条に基づき、スーパービジョンの実施に関する必要な細則事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 ここではスーパーバイザー（以下「バイザー」という。）及びスーパーバイジー（以下「バイジー」という。）は以下のように定義する。

- (1) バイザーとは、認定社会福祉士認証・認定機構に登録された社会福祉士で、認定社会福祉士取得を目指すバイジーに対して年6回以上のスーパービジョンを行う者。
- (2) バイジーとは、認定社会福祉士を目指す社会福祉士で、前号に定義されたバイジーによってスーパービジョンを受ける者。

(本会の役割)

第3条 規程第3条に規定する役割を以下のように果たす。

- (1) バイザー名簿の作成及びバイジーへのバイザー情報提供
- (2) 契約金の徴収、謝礼の支払い、受講管理
- (3) バイザー、バイジー各々からの苦情受付・処理・解決
- (4) バイザー連絡会の開催
- (5) その他バイザー及びバイジーからの申し出に対する事務処理等

(契約金の取扱い)

第4条 規程第5条第3項に規定する契約金の取扱いは以下のとおりとする。

- (1) バイザー謝礼 18,000円
- (2) 事務手数料 12,000円

2 バイザー謝礼の支払いは、スーパービジョン機能表（様式第4号）が15日までに本会生涯研修センターに届いた場合、翌月15日（休日の場合は前日）に振り込みにより支払い、16日以降に届いた場合は、翌々月15日（休日の場合は前日）に振り込みにより支払うものとする。

(スーパービジョンの継続)

第5条 スーパービジョン契約終了後、同一スーパーバイザーでスーパービジョンを継続する場合は、当該スーパーバイザーの意向により個別契約へと移行する場合がある。その際は、本会は責任を負わないものとする。

2 前項以外の場合は、本会与再契約し、他のバイザーとのマッチングを行う。

(スーパービジョンの実施場所)

第6条 スーパービジョンの実施場所は、バイザーが指定する場所とする。

2 バイザーは、スーパービジョン実施時に、バイザーの安全確保のための措置を講じなければならない。

(その他の措置)

第7条 この細則の定めにより困難な事態が生じた場合には、本会生涯研修センターにおける協議を経て、理事会の承認を得て必要な措置を講ずるものとする。

(改廃)

第8条 この細則を改廃するときは、理事会の承認を得なければならない。

附 則

この細則は、2015年6月28日から施行する。